

～「控除対象配偶者」の見直し～

平成 29 年 2 月 3 日に平成 29 年度税制改正の関連法案が閣議決定され、国会に提出されました。今後、審議・採択が行われ、3 月末までに成立・公布、4 月 1 日から施行される予定です。一時は配偶者控除の廃止、夫婦控除の新設についても議論がされていましたが、結果として配偶者控除及び配偶者特別控除が見直しされることとなりました。今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の改正内容についてご紹介します。

1. 改正内容

控除最高額（38万円）の対象となる配偶者の年収上限が、従来の 103 万円から 150 万円にまで引き上げられます。また、150 万円を超えた場合でも 201 万円までについては、徐々に控除額が減っていく配偶者特別控除が適用されます。一方で、納税者本人の年収制限が新たに追加され、1,120 万円から控除額が逡減し、1,220 万円を超えたときに控除額が消失します。

<控除額>

	配偶者の年収	納税者本人の年収			
		～1,120 万円以下	～1,170 万円以下	～1,220 万円以下	1,220 万円超～
配偶者控除	～103 万円以下	38 万円 (48 万円)	26 万円 (32 万円)	13 万円 (16 万円)	0 円
	～150 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	0 円
配偶者特別控除	～155 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	
	～160 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
	～166 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
	～175 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
	～183 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
	～190 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
	～197 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	～201 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
	201 万円超～	0 万円	0 万円	0 万円	

※（ ）書きは、その年 12 月 31 日現在の配偶者の年齢が 70 歳以上の場合。

※ 上記控除額は、給与所得のみの方を想定しています。

2. 適用時期

平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

3. 社会保険との関係

配偶者の年収が 130 万円（一部の大企業は 106 万円）以上の場合には、社会保険の扶養から外れ、社会保険料（厚生年金保険料と健康保険料）の支払い義務が生じることとなり、配偶者本人の社会保険への加入（厚生年金保険料負担・健康保険料負担）又は国民健康保険や国民年金（20 歳以上 60 歳未満の場合）への加入が必要となります。なお、75 歳以上の方の後期高齢者医療保険については、個人ごとに加入が必要です。

（担当：尾崎 仁美）

